

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第97条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。）が」を「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）の次に「又は第171条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第111条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第63条第5項」の次に「又は第171条第6項」を加え、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービス」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービス」に改め、「9人」の次に「（サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加え、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該

指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第2号ハ」の次に「又は第175条第2項第2号ハ」を加える。

附則第2項中「引き続き」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）第1条の規定による改正前の」を加え、「指定障害福祉サービス基準」を「旧指定障害福祉サービス基準」に改める。

附則第3項中「指定障害福祉サービス基準」を「旧指定障害福祉サービス基準」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、生活介護及び短期入所等に関する基準等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。